

## 令和4年第3回滝川市議会臨時会（第1日目）

令和 4年 5月30日（月）

午前 9時56分 開会

午前10時39分 閉会

### ○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 4 議案第 1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

議案第 2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 5号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 令和4年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 7号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第 8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 9号 滝川市税条例の一部を改正する条例

### ○出席議員（15名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	7番	関藤龍也君
8番	寄谷猛男君	9番	佐々木和代君
10番	安楽良幸君	11番	本間保昭君
12番	田村勇君	13番	柴田文男君
14番	荒木文一君	15番	水口典一君
16番	東元勝己君		

### ○欠席議員（0名）

### ○説明員

市長	前田康吉君	副市長	中島純一君
教育長	田中嘉樹君	総務部長	和田英昭君
市民生活部長	浦川学央君	保健福祉部長	横山浩丈君

建設部長 尾崎 敦 君  
市立病院事務部長 柳 圭 史 君  
教育部長 諏 佐 孝 君

建設部次長 加地 幸治 君  
市立病院事務部次長 堀 勝 一 君

○本会議事務従事者

事務局長 深村 栄 司 君  
書 記 高 橋 誠 君

事務局副主幹 壽 崎 行 洋 君  
書 記 吉 田 陽 愛 君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和4年第3回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、15名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において寄谷議員、佐々木議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議 長 日程第3、報告第1号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。説明を求めます。教育部長。

○教育部長 報告第1号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、交通事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は、本年3月22日午後3時14分頃です。事故発生場所は、滝川市花月町2丁目10番地先です。相手方につきましては、記載のとおりでございます。損害賠償額24万3,731円であり、市が加入する全国市有物件災害共済会により全額保険適用されます。事故原因につきましては、図書館用務のため公用車両で市道南2丁目通り線を北に向かって走行中、市道啓南通り線との交差点に進入した際、市道啓南通り線西側から交差点に進入した相手方車両の右前部に公用車両の前面部が衝突し、損害を与えたものでございます。専決処分年月日は、令和4年5月18日であります。

以上、報告とさせていただきますが、このたびの事故で相手方に多大なご迷惑をおかけし、心からおわび申し上げますとともに、市民の皆様にも深くおわび申し上げます。今後におきましては、

交通安全について十分注意喚起を促すとともに、安全運転の徹底に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第4 議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算(第3号)

議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)

議案第4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第5号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第6号 令和4年度滝川市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第7号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)

議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第4、議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算(第3号)、議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)、議案第4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第5号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第6号 令和4年度滝川市下水道事業会計補正予算(第1号)、議案第7号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の8件を一括議題といたします。

初めに、議案第1号の提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正は、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い、後ほど説明申し上げます議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例による特別職及び一般職の職員等の期末手当の減額及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の補正が主な内容となっております。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1億1,292万2,000円を増額し、予算の総額を217億3,887万5,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いい

たします。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目議会費、補正額91万4,000円の減額につきましては、議会の運営に要する経費の補正でございます。一般職の職員等の期末手当の改定に伴い、議員期末手当を減額したいとするものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額2,191万8,000円の増額につきましては、保育所等の運営管理に要する経費の補正でございます。令和4年第1回市議会定例会におきまして、私立保育所及び私立幼稚園の保育士、幼稚園教諭等の処遇改善に係る費用の補正予算をご承認いただきましたが、引き続き処遇改善を図るため、令和4年度分の処遇改善費用を補正したいとするものです。4月から9月分の費用につきましては、保育士等処遇改善臨時特例補助金として1,002万6,000円を交付したいとするもので、費用の全額が内閣府の保育士等処遇改善臨時特例交付金で措置されるものです。また、10月以降分につきましては公定価格の改定により措置されることから、花月保育所運営費委託料279万6,000円、一の坂保育所運営費委託料213万1,000円、江部乙保育所運営費委託料99万3,000円、二の坂保育所運営費委託料195万6,000円、滝川幼稚園運営費負担金143万3,000円、滝川白樺幼稚園運営費負担金71万7,000円、中央保育所に係る施設扶助186万6,000円をそれぞれ増額補正したいとするものです。

4款1項2目予防費、補正額1億1,028万8,000円の増額につきましては、感染症等対策に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルスワクチン4回目接種及び12歳から17歳までの方の3回目接種のための体制づくりの経費について引き続き国が全額を負担する方針が示されたことから、ワクチン接種費用のほか、システム改修費用等に係る費用を補正したいとするもので、費用のうち7,407万1,000円が新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、3,621万7,000円が新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で措置されるものです。

4款1項5目他会計繰出金、補正額212万2,000円の減額、9款1項1目消防費、補正額382万7,000円の減額につきましては、一般職の職員等の期末手当の改定に伴う国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、病院事業会計繰出金及び滝川地区広域消防事務組合負担金の減額を行いたいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額1,242万1,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正で、2点ございます。1点目は、特別職及び一般職の職員等の期末手当の改定に伴い、各種手当、共済組合納付金と社会保険料をそれぞれ減額したいとするもので、期末手当の減額に伴う補正額の合計は1,862万6,000円の減額となります。2点目は、私立保育所と同様、市立保育所及び市内児童館等に勤務する保育士、児童厚生員等の処遇改善として、職員への特殊勤務手当の支給、会計年度任用職員の報酬の号給調整を行うため、報酬、各種手当、社会保険料をそれぞれ増額したいとするもので、処遇改善に係る補正額の合計は600万5,000円の増額となります。なお、私立分と同様に、令和4年4月から9月分の費用につきましては内閣府の保育士等処遇改善臨時特例交付金で措置されるものです。

以上、歳出合計で1億1,292万2,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。12款1項1目地方交付税2,118万3,000円の減額につきましては、特別職及び一般職の職員等の期末手当の改定に伴う減額及び保育士等の処遇改善による報酬等の増額に係る財源調整を普通交付税で行いたいとするものです。

15款1項2目民生使用料から17款2項2目民生費交付金までは、いずれも歳出関連でござい  
ます。

以上、歳入合計で1億1,292万2,000円の増額となったところでございます。

すみません、1か所数字の誤りがありました。13款1項1目職員費の中で期末手当の減額に伴う補正額の合計につきまして私1,862万6,000円と言いましたが、1,842万6,000円の減額が正当でござい  
ます。訂正して、おわびを申し上げます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

○議 長 続きまして、議案第2号から第8号までを一括説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予  
算(第1号)から議案第7号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)までの補正の理  
由につきましては、いずれも一般会計と同様に、後ほど説明いたします議案第8号 一般職の職員  
の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例による一般職の職員の期末手当の減額によるものでありますことから、一括して説明をさせ  
ていただきます。

なお、説明につきましては、各会計とも歳入歳出の項別の補正額を申し上げた後、補正額合計及  
び補正後の予算の総額の順に説明申し上げます。

まず、議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)です。

2ページを御覧ください。歳入は、1款1項国民健康保険税3万5,000円の減額、3款1項  
道補助金7万9,000円の減額、5款1項他会計繰入金33万5,000円の減額。次に、3ペ  
ージ、歳出は、1款1項総務管理費25万8,000円の減額、1款4項特別対策事業費10万2,  
000円の減額、5款1項特定健康診査等事業費5万円の減額、5款2項保健事業費3万9,00  
0円の減額となり、歳入歳出の総額からそれぞれ44万9,000円を減額し、補正後の予算の総  
額を44億9,357万6,000円とするものです。

4ページから9ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、10ページ、11ページは給与費  
明細書ですので、お目通し願います。

次に、議案第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)です。

2ページを御覧ください。歳入は、1款1項使用料12万1,000円の減額。3ページ、歳出  
は、1款1項住宅管理費12万1,000円の減額となり、歳入歳出の総額からそれぞれ12万1,  
000円を減額し、補正後の予算の増額を4億4,102万9,000円とするものです。

4ページから9ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、10ページ、11ページは給与費

明細書ですので、お目通しを願います。

続きまして、議案第4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）です。

まず、2ページ、保険事業勘定ですが、歳入は1款1項介護保険料25万円の減額、2款2項国庫補助金35万2,000円の減額、3款2項道補助金17万6,000円の減額、4款1項支払基金交付金11万9,000円の減額、6款1項他会計繰入金74万8,000円の減額。次に、3ページ、歳出は、1款1項総務管理費34万3,000円の減額、1款2項賦課徴収費13万円の減額、1款3項介護認定審査会費9万9,000円の減額、3款1項介護予防・日常生活支援総合事業費44万2,000円の減額、3款2項包括的支援事業費・任意事業費63万1,000円の減額となり、歳入歳出の総額からそれぞれ164万5,000円を減額し、補正後の同勘定の予算の総額を38億9,977万1,000円とするものです。

4ページから11ページまでは保険事業勘定の歳入歳出補正予算事項別明細書、12ページ、13ページは給与費明細書ですので、お目通しを願います。

次に、介護サービス事業勘定ですが、14ページ、歳入は、1款2項予防給付費収入5万2,000円の減額。15ページ、歳出は、1款2項介護予防支援事業費5万2,000円の減額となり、歳入歳出の総額からそれぞれ5万2,000円を減額し、補正後の同勘定の予算の総額を7,375万6,000円とするものです。

16ページから21ページまでは介護サービス事業勘定の歳入歳出補正予算事項別明細書、22ページは給与費明細書ですので、お目通し願います。

続いて、議案第5号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

2ページを御覧ください。歳入は、4款1項他会計繰入金1万8,000円の減額。3ページ、歳出は、1款1項総務管理費1万8,000円の減額となり、歳入歳出の総額からそれぞれ1万8,000円を減額し、補正後の予算の総額を7億1,565万4,000円とするものです。

4ページから9ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、10ページは給与費明細書ですので、お目通し願います。

続きまして、議案第6号 令和4年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）です。

1ページを御覧ください。今回収入の補正はありません。第2条、収益的支出の補正ですが、収益的支出の予定額について、1款1項営業費用が18万2,000円の減額となり、収益的支出の1款公共下水道事業費について予定額の総額から18万2,000円を減額し、補正後の予算額を12億7,031万4,000円とするものです。

次に、第3条、令和4年度滝川市下水道事業会計予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正については、職員給与費を18万2,000円減額し、2,601万8,000円とするものです。

2ページから8ページまでは補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、収益的支出明細書ですので、お目通し願います。

最後に、議案第7号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）です。

1ページを御覧ください。第2条、収益的収入及び支出の補正ですが、収益的収入及び支出の予

定額について、収益的収入、1款3項高等看護学院収益102万1,000円の減額。収益的支出、1款1項医業費用3,210万7,000円の減額、1款3項高等看護学院費用102万1,000円の減額となり、収益的収入の1款病院事業収益について予定額の総額から102万1,000円を減額し、補正後の予算額を72億8,696万5,000円に、収益的支出の1款病院事業費用について予定額の総額から3,312万8,000円を減額し、補正後の予算額を72億4,579万2,000円とするものです。

次に、第3条、令和4年度滝川市病院事業会計予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正については、職員給与費を3,312万8,000円減額し、40億6,322万8,000円とするものです。

2ページから8ページまでは補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、収益的収入及び支出明細書ですので、お目通し願います。

以上、議案第2号から議案第7号までの説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨ですが、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員等の期末手当の改定を行いたいとするものです。人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定につきましては、先般通常国会において改正給与法が成立したところであり、本市におきましても改正を行いたいとするものです。なお、本件につきましては、既に市職員労働組合と合意に至っているところです。

改正の内容につきましては、議案第8号参考資料の新旧対照表1ページを御覧ください。まず、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）についてですが、期末手当の支給割合について国家公務員と同様、6月期及び12月期の期末手当の支給月数を再任用職員以外の職員についてはそれぞれ0.075月分、再任用職員についてはそれぞれ0.05月分引き下げるため、改正をしたいとするものです。

次に、滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）についてですが、会計年度任用職員の期末手当に係る支給割合の上限の割合は、一般職の職員の給与に関する条例の期末手当の割合を準用することとしていることから、第1条の改正に伴い、条文中「100分の127.5」とあるのを「100分の120」に文言整理したいとするものです。なお、会計年度任用職員の期末手当の支給月数については規則で定めることとしておりますので、本条例の公布と併せて改正規則の公布を行うこととしております。

2ページ、附則ですが、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

次ページの議案第8号参考資料につきましては、お目通し願います。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。寄谷議員。

○寄谷議員 議案第8号の一般職の職員の期末手当に関する条例の改正について伺います。

まず、1点目は、今回の議案の中では看護師や保育士のケア労働者などの報酬とか手当を増額して処遇改善を図ろうとする部分もあります。今回の期末手当の引下げについては、そういう処遇改善の流れに逆行するような感じがするのですが、それについてどのように考えているのか伺いたいと思います。

あわせて、看護師や保育士だけでなく、市職員については今コロナ禍で市民生活を支えるため、業務を止めないということで非常に真摯に仕事をされています。給付金の手続き等も含めて業務が増えているのではないかと思います。今回のこの手当の引下げについては、そういう中で頑張っている職員の熱意をそぐことにならないだろうか、優秀な人材を失うことにならないだろうかという不安があるのですが、それについてどのように考えているのか伺います。

それと、2点目は、消費の再拡大に向けてこれからというときに、その勢いをそぐことにならないかということです。先週、それから昨日と菜の花まつりで道の駅などは非常に混んでいました。こんなに混んでいるのは見たことがないというような声もありました。そういうときに、タイミングが悪いというか、夏のボーナス、それから冬のボーナス時に財布のひもを締めるということになっては地域経済の振興にブレーキをかけるのではないかという不安があるのですが、それについてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

最後に今回のこの改正は令和3年度の人事院勧告に伴うものだけということなのですが、今回のこの件については法令の改正が間に合わず、本来であれば昨年度決着をつける部分について持ち越していると伺っていて、それについての協議が残っていると伺っています。この協議に関してなのですが、例えば今回の6月に間に合わなくて、12月の期末手当、それからその後の期末手当に含めて遡って昨年度分について上乘せするということになれば、さらに経済の悪化というのが懸念され、労働組合との協議が残っているということですが、遡らないという、そういう選択肢はあるのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○議長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま3点ほどご質問をいただきました。

まず、今回補正予算で計上させていただいております処遇改善との整合性といいたしめようか、処遇改善にブレーキをかけることにならないのかというような趣旨のご質問ですが、公務員の給与につきましてはご承知のとおり情勢適応の原則ということが規定されております。民間との給与比較に基づく人事院勧告、これの尊重、それから国家公務員の給与に準ずるとということが一番合理的とされていることから、人事院勧告を尊重するということが重要なことであるということは労使双方の共通認識というふうに思っております。その趣旨に基づきまして、その取扱い、今回職員労働組合と合意させていただいた部分については提案をさせていただいているということと、必要な処遇改善、これはまた別のことというふうに思っております。その目的、趣旨に基づき、必要な処遇改善はしっかりと行っていくというふうに思っておりますので、矛盾するというのではなく、それぞれの趣旨、目的に基づいて実施をしていきたいというふうに思っているところです。

それから、2点目、消費拡大の勢いをそぐというようなことにならないのかというご質問は、ただいまご説明したとおり、それぞれの目的に沿った改定ということですので、消費の勢いをそぐ、

それらの対策、対応についてはまたそれぞれ必要な措置、対策を行っていくということになるかと思えます。

それと、3点目、遡らない選択がないのかというようなご質問でしたが、減額調整と言われている今回実施を見送った部分については、現在のところまだ市職員労働組合と合意に至っていないということで、その取扱いについては継続して協議を行っていくことにしておりますので、これについてはこういったような選択肢があるのかというのはこれからまた労働組合と引き続き協議をしていきたいというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今回保育士の処遇改善が盛り込まれております。私は以前から思っていたのですが、保育士の処遇改善で給料が少なからず上がるのだと思うのですが、上がった分が、完全に保育士の給料として反映されているのかどうかということをチェックする機能というのがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。今コロナ禍で保育士も看護師も介護士も大変だと思いますけれども、そういった中でしっかりと交付金が反映される体制になっているのかどうか確認したいと思います。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 処遇改善の関係でございます。もちろん公立保育所の部分につきましては職員の中でしっかりと確認をしていくということになりますし、私立幼稚園、私立保育所、これらにつきましては補助金ですとか負担金を出していきます。これにつきましては、当然終わった後に実績報告をいただくということになっておりますので、その中でしっかりと確認をしていくということになると考えてございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、しっかりと保育士、あるいはそういった職員の方に反映されているということをチェックはされているのですか。公立だったら分かると思うのですが、私立に交付された金額がほかの運営費に回されているとか、そういったことがないようにチェックはされているのですか。答弁をお願いします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 その部分についてしっかりと、書面にはなりますけれども、確認をさせていただいているということでございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入りますが、討論がある場合は先に反対の討論を始め、以降賛成、反対交互にお受けします。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号から議案第8号までの8件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第8号までの8件はいずれも可決されました。

◎日程第5 議案第9号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第5、議案第9号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第9号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和4年第1回定例会におきまして、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税における未就学児の被保険者均等割額の軽減を行うため滝川市税条例を改正したところですが、均等割額の軽減額の一部に誤りがありました。このため、誤りのあった当該部分を改正したいとするものでございます。

改正内容をご説明させていただきますので、議案参考資料を御覧ください。第161条第2項第1号アの「9, 240円」を「3, 465円」に、同じくウの「3, 465円」を「9, 240円」に、同項第2号アの「2, 640円」を「990円」に、同じくウの「990円」を「2, 640円」に改正したいとするものです。

附則で、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

なお、国民健康保険税の税額を通知するのが6月15日であることから、国保被保険者の皆様への支障、課税事務などへの影響は生じておりません。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただき、ご審議をお願いいたしますが、今回の件につきましては思い込みと確認の不徹底により関係する皆様にご迷惑をおかけしました。その重みと私自身の未熟さを痛感しているところであります。今後は、同じミスを繰り返さないよう努めてまいります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第3回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時39分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員